

団体保険における 保険金等のお支払いについて

総合福祉団体定期保険・団体定期保険・団体信用生命保険

■ごあいさつ

この冊子は、死亡保険金、入院給付金等のご請求やお支払いに関して、よりご理解を深めていただけるよう、**ご留意いただきたい事項や保険金・給付金をお支払いできる場合、お支払いできない場合の代表的事例**をまとめたものです。

なお、ご契約の保険種類、ご契約の時期によりお取扱いが異なる場合がありますので、ご契約の取扱いに関しましては、『**制度内容のわかる書類（パンフレット等）**』や『**加入内容のわかる書類（加入者証等）**』を必ずご確認ください。

主な保険用語のご説明

約 款	ご契約内容に関するとりきめを記載したものです。
契約者	当社と保険契約を結び、ご契約上の権利（ご契約内容変更等の請求権）と義務（保険料の払込義務）を持つ人をいいます。
被保険者	その人の生死等が生命保険の対象となっている人をいいます。
受取人	死亡保険金や入院給付金等を受取る人をいいます。
保険金	被保険者が、死亡したときまたは所定の高度障害状態になったときにお支払いするお金のことをいいます。
給付金	被保険者が入院されたときまたは手術を受けられたとき等にお支払いするお金のことをいいます。
保険料	ご契約者にお払込みいただくお金のことをいいます。
告知義務と告知義務違反	ご契約者と被保険者がご契約のお申込みをされるときに、現在の健康状態や職業、過去の病歴等、当社がおたずねする重要なことごとについて、ありのままを知らせていただく義務を告知義務といいます。 その際に、事実が告げられなかったり、事実を曲げて告げられた場合には告知義務違反となり、当社はそのご契約の効力を消滅させる（解除する）ことができます。
支払事由	約款で定める、保険金等のお支払いの対象となる事実をいいます。
免責事由	約款で定める、保険金等のお支払いの対象から除外される事実をいいます。
責任開始期	ご契約上の保障（責任）が開始される時期をいいます。
失 効	猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがなく、ご契約の効力が失われることをいいます。
復 活	失効したご契約を、効力のある状態に戻すことをいいます。
解 除	告知義務違反等により当社がご契約の全部または一部を消滅させることをいいます。

目次

● はじめに P1

- ごあいさつ
- 主な保険用語のご説明

● 目次 P2

● 保険金等のご請求手続きについて P3

- ご請求手続きの流れ P3
- ご請求手続き時にご注意いただきたい点 P4
- 保険金等をもれなくご請求いただくために P5

● 保険金等をお支払いする時期について P6

- 保険金等をお支払いする時期について P6

● 保険金等をお支払いできない代表例 P7

- 保険金等をお支払いできない代表例 P7
- 具体的な事例
 - 例1 不慮の事故の判断 P8
 - 例2 自殺による免責 P9
 - 例3 重大な過失による免責 P10